

(1)基準点数表

番号	事由	細目		適用	点数		
1	就労	外勤		1ヶ月に160時間以上の労働	居宅外における自営業による労働を含む 養豚・養鶏等を含む	10	
				1ヶ月に120時間以上の労働		9	
				1ヶ月に80時間以上の労働		8	
				1ヶ月に48時間以上の労働		7	
		居宅外労働	本人	農業	1ヶ月に160時間以上の労働	日々農作業に従事している者	10
					1ヶ月に120時間以上の労働		9
					1ヶ月に80時間以上の労働		8
					1ヶ月に48時間以上の労働		7
			専従者	1ヶ月に160時間以上の労働	9		
				1ヶ月に120時間以上の労働	8		
				1ヶ月に80時間以上の労働	7		
				1ヶ月に48時間以上の労働	6		
		居宅内労働	自営		1ヶ月に160時間以上の労働		9
					1ヶ月に120時間以上の労働		8
					1ヶ月に80時間以上の労働		7
					1ヶ月に48時間以上の労働		6
内職			1ヶ月に160時間以上の労働	家計補助を目的としてメーカー等からの依頼を受け、自宅で 物品製造加工に日々従事している者	8		
			1ヶ月に120時間以上の労働		7		
			1ヶ月に80時間以上の労働		6		
			1ヶ月に48時間以上の労働		5		
2	就学・技能取得	就学・技能取得	1ヶ月に160時間以上	就労を前提とする就学又は技能取得であること	8		
			1ヶ月に120時間以上		7		
			1ヶ月に80時間以上		6		
			1ヶ月に48時間以上		5		
3	妊娠・出産	母親の出産		出産予定日の8週前にあたる日が属する月の初日から、保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	10		
4	疾病	疾病	入院	おおむね1箇月以上	10		
		居宅療養	常時臥床	おおむね1箇月以上	10		
			精神病	長期安静加療を要する者	8		
			一般療養・結核	おおむね1箇月以上加療を要する者	6		
5	障害	身体障害・知的障害	1級・2級 A, Aの1, Aの2	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医師が同程度と認めた者	10		
			3級 Bの1		8		
			4級 Bの2		6		
		精神障害	1級		10		
2級・3級	8						
6	介護	寝たきり老人の介護		常時同居の寝たきり老人の介護にあたっている者	10		
		心身障害児(者)の介護		介護・通院等にあたっている者	10		
		入院の付添い		常時入院に付添いにあたっている者	10		
		居宅内介護		同居の家族の長期居宅療養者の介護にあたっている者	6		
7	災害復旧	家庭の災害		天災等で災害を受け復旧にあたる場合	10		
8	求職活動	就労予定	就労先確定	勤務内定者	5		
			就労先未定	効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間	3		
9	虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合			10		
		配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合			10		
10	育児休業	育児休業をする場合であって、当該育児休業に係る児童以外の児童が既に保育所等を利用しており、継続して利用することが必要であると認められる場合			8		
11	配偶者の不存在	未婚、離婚、死亡、行方不明、拘束、離婚調停中の別居等			10		
12	その他市長が認める場合	市長が特に保育が必要な状態であると認める場合			※		

* 保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合は、原則として点数の高い状況で適用。

* 就労の時間について、育児のための短時間勤務制度の取得者は、当該就労時間より点数を適用。

* 保護者が複数の個所に就労している場合にあっては、それぞれの就労時間を合算し点数を適用。

* 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

(2)調整点数表

	細 目	適 用	点 数
1	配偶者の不存在	基準点数表No.1 1 より	+3
2	生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる世帯を、保育所等利用申込書等で確認できる場合		+3
3	生活中心者の失業（自発的失業を除く）により就労の必要性が高い場合	雇用保険離職票・受給者証等で、自発的失業以外であることを確認	+3
4	虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合		+5
5	子どもが障害を有することを、保育所等利用申込書等で確認できる場合		+5
6	産後休暇又は育児休業が終了し、入所希望中に職場に復帰する場合	入所不可の場合、翌月以降も適用	+2
7	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合	入所人数にかかわらず、一律2点	+2
8	兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	既に入所している児童を除く	+2
9	年齢制限のある認可保育施設等（小規模保育事業・地域型事業等）を卒園し、引続き保育所等の利用を希望する場合	連携施設があるにも関わらず、理由なく連携施設以外を希望する場合を除く	+4
10	子ども（4月1日現在18歳未満）が2人以上いる場合	2人目から1点ずつ加算 例：1 8歳未満の子どもが3人→1点+1点=2点加算	+1
11	認可外保育施設を3箇月以上利用していることを、保育所等利用申込書等で確認できる場合		+1
12	利用申し込みをしており、入所保留の期間が3箇月以上経過している場合	入所保留期間にかかわらず、一律1点	+1
13	自己都合により転園を希望する場合	兄弟姉妹が別々の保育園等に入園しているため、同一の保育園等への転園を希望している場合を除く	-4
14	入所を希望する児童の兄弟姉妹が在園または卒園した児童であって、これらの者に係る保育料を正当な理由なく6箇月以上滞納している場合		-5
15	同居する60歳未満（入所時年齢）の祖母が補完的な保育にあたる場合		-5
16	正当な理由なく入所を辞退をしたとき	当該年度内のみ適用。兄弟姉妹が同時に異動希望しており、一方しか入所できないため辞退した場合を除く	-5
17	父又は母が市内認可施設の保育士等として勤務している（又は勤務予定の）ことを、就労証明書等で確認できる場合		+5

(3)利用調整点数が同点の場合の優先順位

1	虐待やDVのおそれがある場合
2	同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
3	在宅障害児（者）のいる世帯
4	6箇月分以上保育料の滞納がないこと
5	年齢制限のある市内の認可保育施設等を卒園し、引続き保育所等の利用を希望する場合※1
6	兄弟姉妹が入所中の施設へ入所の場合
7	兄弟姉妹が同時に入所申請を行う場合
8	基準点数が高い者
9	受付期間中に証明書等提出書類がすべて提出されている者
10	入園保留又は転園保留の期間が長い者
11	当該保育所等の希望順位が高い者
12	そのほか（世帯の状況及び保護者の保育を必要とする事由等を総合的に勘案）

※1 連携施設があるにも関わらず、理由なく連携施設以外を希望する場合を除く。